

北海道告示第10706号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和4年5月23日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その8)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 強い農業づくり事業 産地競争力の強化、経営体の育成、次世代施設園芸地域展開の促進、水田農業高収益作物導入推進及び営農体系確立支援を図るため予算の範囲内で補助する。		市町村、農業者の組織する団体等が強い農業づくり事業を行う場合又は市町村等が強い農業づくり事業を行う農業者の組織する団体等に対し当該業費を補助する場合における当該事業に要する費又は当該補助の対象となる経費		農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第145号様式 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第145号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局(全道の区域にわたり事業を行う団体にあつては別記1のとおり)	総合振興局長又は振興局長(全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。)	
(1) 整備事業								
ア 産地競争力の強化								
(ア) 産地収益力の強化に向けた総合的推進 〔 土地利型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、畜産 周辺環境影響低減、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備、国産原材料サプライチェーン構築、農畜産物輸出に向けた体制整備、スマート農業実践施設の整備、環境保全(小規模公害防除)の取組、有機農業の取組及び土づくりの取組 (科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復)、畜産副産物の肥飼料利用 〕	別記2のとおり		2分の1以内 (別記3に掲げる場合にあつては、それぞれに掲げる率)					

<ul style="list-style-type: none"> a 耕種作物小規模土地基盤整備 b 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 c 耕種作物産地基幹施設整備 d 畜産物産地基幹施設整備 e 農業廃棄物処理施設整備 (イ) 産地合理化の促進 <ul style="list-style-type: none"> a 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編整備 b 集出荷貯蔵施設等再編利用 c 農産物処理加工施設等再編利用 d 食肉等流通体制再編整備 e 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化 f 乳業再編等整備 <ul style="list-style-type: none"> (a) 効率的乳業施設整備 (b) 集送乳合理化推進整備 (c) 需給調整拠点施設整備 	別記4のとおり		2分の1以内 (別記5に掲げる場合にあつては、それぞれに掲げる率)					
イ みどりの食料システム戦略の推進								
<ul style="list-style-type: none"> (ア) みどりの食料システム戦略の推進 <ul style="list-style-type: none"> a 耕種作物小規模土地基盤整備 b 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 c 耕種作物産地基幹施設整備 d 畜産物産地基幹施設整備 e 農業廃棄物処理施設整備 	別記4のとおり		2分の1以内					

ウ 生産の効率化								
融資主体支援タイプ a 融資主体型補助事業 b 追加的信用供与補助事業	市町村		a 10分の3以内 (別記6に掲げる額を限度とする。) b 定額 (別記7に掲げる額を限度とする。) 					
(2) 推進事業								
ア 次世代施設園芸地域展開の促進	農業者又は農業者の組織する団体及び北海道を必須構成員とする協議会並びに北海道を除く協議会構成員		定額 (別記8に掲げる場合によっては、それぞれに掲げる率)					
イ 水田農業高収益作物導入推進								
(ア) 園芸作物導入促進事業	生産者団体		定額					
(イ) 園芸作物転換強化事業	生産者団体		定額 (リース方式による機械・施設の導入及び省力化栽培・安定生産に必要な生産資材の導入に係る経費にあっては2分の1以内)					
ウ 産地競争力の強化 (土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、生産体制保安、環境保全型農業、家畜改良増殖、生乳乳製品流通、多角的農作業コントラクター育成)	別記9のとおり		2分の1以内					

<p>2 消費・安全対策事業 農畜水産物の安全性の向上、伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止及び地域での食育の推進を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>				<p>農政第2号様式 (畜産振興総合対策事業(地域衛生管理体制整備事業)のうち整備事業にあつては農政第178号様式、植物防疫推進事業(ジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除対策事業)にあつては農政第192号様式とする。)</p> <p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。)</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 (畜産振興総合対策事業(地域衛生管理体制整備事業)のうち整備事業にあつては農政第178号様式、植物防疫推進事業(ジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除対策事業)にあつては農政第192号様式とする。)</p> <p>農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出先 総合振興局又は振興局(全道の区域にわたり事業を行う団体にあつては別記12のとおり)</p>	<p>総合振興局長又は振興局長(全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。)</p>	
<p>(1) 畜産振興総合対策事業 (地域衛生管理体制整備事業)</p>		<p>市町村、農業協同組合、自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体等が地域衛生管理体制整備事業を行う場合における当該事業に要する経費</p>	<p>2分の1以内</p>					
<p>ア 推進事業</p>	<p>市町村 農業協同組合 農事組合法人 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 知事が農林水産省北海道農政事務所長と協議して適当と認める団体 生産者の組織する団体</p>							
<p>イ 整備事業</p>	<p>別記10のとおり</p>							

(2)農業生産資材安全使用等総合推進事業（ヘブタクロル等残留対策事業・農薬適正使用推進事業）	別記11のとおり	市町村、農業協同組合等がヘブタクロル等残留対策事業及び農薬適正使用推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内					
(3)植物防疫推進事業（ジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除対策事業）	市町村（植物防疫法第19条第2項の規定に基づく協力指示書の交付を受けた場合に限る。）	市町村がジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除対策事業を行う場合における当該事業に要する経費	10分の10以内					
(4)地域での食育の推進事業	市町村 農林漁業者の組織する団体 商工業者の組織する団体 第三セクター 民間事業者 公益社団法人 公益財団法人 一般社団法人 一般財団法人 特定非営利活動法人 企業組合 事業協同組合 消費生活協同組合 特殊法人 認可法人 公社 独立行政法人 知事が農林水産省北海道農政事務所長と協議の上、特に認める団体	市町村、農林漁業者の組織する団体等が地域での食育の推進事業を行う場合における経費のうち、次に掲げるもの。 (1) 食育推進検討会の開催に要する経費 (2) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催に要する経費 (3) 食育推進リーダーの育成及び活動の促進に要する経費 (4) 食文化の保護・継承のための取組支援に要する経費 (5) 農林漁業体験の機会の提供に要する経費 (6) 和食給食の普及に要する経費 (7) 学校給食における地場産物活用の促進に要する経費 (8) 共食の場における食育活動に要する経費 (9) 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組に要する経費 (10) 食品ロスの削減に向けた取組に要する経費	2分の1以内					